

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和2年4月3日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和2年8月14日から同年9月14日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年8月14日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウォンツ吉敷店

所在地 山口市吉敷中東二丁目3053の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。